

お知らせ

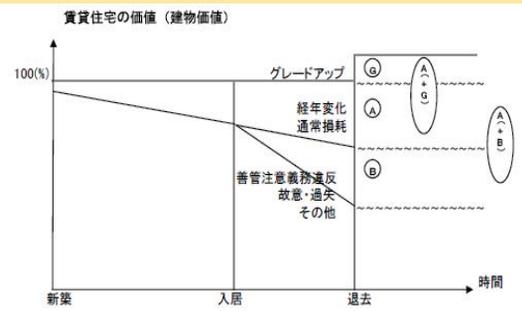
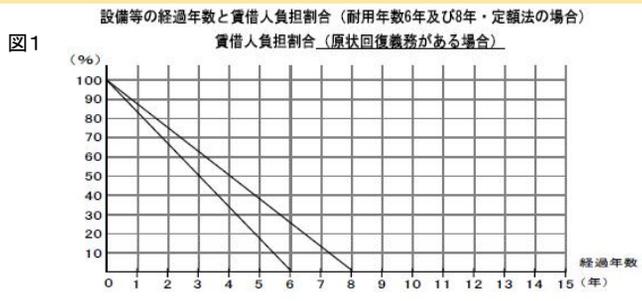
9月

拝啓、
初秋の候益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

段々と日が短くなってきました・・・
夏も終わり、今年の夏は暑い！という日より、蒸し暑い！
昨年よりも雨日和が多く、
過ごしやすい日も多くございました。
ですが、温度差の変化に体調を
崩された方もいるのではないのでしょうか？
皆さんは今年の夏はいかがでしたか？
季節の変わり目、皆様も体調にはお気をつけてお過ごしください。
又、私共も気分を改めて営業してまいりますので、
宜しくお願いいたします。



■今回、『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』の
《税法改正による残存価値割合(10%→1円)の変更》についてお知らせいたします。
ガイドラインで、経過年数による減価割合については、
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考にするとしており、
償却期間経過後の賃借人の負担が10%となるよう賃借人の負担を決定してきましたが、
平成19年の税制改正によって残存価値が廃止され、
耐用年数経過時に残存簿価が1円まで償却できるようになりました。
このため、ガイドラインにおける経過年数の考慮も、税制改正に従った形で改訂されております。
例えば、カーペットの場合償却年数は6年で残存価値1円になります。
よって年数がたつほど賃借人の負担が減少することとなります。(図1)
～～『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』詳しくご覧になりたい方は、
お問い合わせくださいませ。弊社よりガイドラインお送りさせていただきます～～



(株)インテリジェンス・ネットワーク
横浜市神奈川区金港町6-18
アーバンスクウェア II 1F
Tel: 045-451-5290
Fax: 045-451-5291

(株)アイ・エヌ・ティー
横浜市神奈川区片倉3-6-18
アイ・エヌ・ティー館
Tel: 045-413-5015
Fax: 045-413-5002

～9月定休日～
■ 9/6(火) ■ 9/7(水) ■ 9/13(火)
■ 9/14(水) ■ 9/20(火) ■ 9/21(水)
■ 9/27(火) ■ 9/28(水)

